
国際人権基準と女性の権利

伊藤和子

弁護士

第1 女性差別撤廃条約と日本

1 はじめに

日本のジェンダー・ギャップ指数は2021年、156か国中120位（総合順位）とされ、女性の地位は非常に低い¹。これは日本の女性の側に問題があるのだろうか？

女性たちに対する平等取り扱いや人権保障が国際水準からかけ離れていることに原因があるのではないだろうか。

日本が1985年に女性差別撤廃条約（以下、条約ともいう）を批准してから35年以上が経過するが、今も女性差別は日常的だ。

本稿では国際人権基準と日本の女性の権利のギャップを明らかにする。

2 女性差別撤廃条約は何を規定しているか

女性差別撤廃条約は、女性に対する政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における差別を撤廃することを締約国に義務付けている。

その第2条は、「締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅

1 Global Gender Gap Report 2021 <https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>

滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。」と規定する。そのうえで2条は、締約国に対し、女性差別をなくすための憲法・立法上の措置（2条（a）（b）（f）（g））、司法上の措置（2条（c））を講じることを求め、「女性に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること」（d）を義務付ける。

さらに、私人に対する関係でも、「個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること」（e）を義務付ける。

2条（f）は女性を差別する法律や規則だけでなく、慣習、慣行もなくすよう締約国に求めている。

2004年、女性差別撤廃委員会（以下、CEDAW）はその一般的勧告25で、締約国の義務を改めて整理し、締約国には三つの異なる種類の義務があると明確にした²。

第一の義務は、「女性に対する法律上の直接・間接差別が存在しないことを確保し、かつ司法・制裁その他の救済手段によって、女性が公的及び私的領域における差別（国家機関、司法、団体、企業または個人による）から保護されるよう確保すること」、第二の義務は、「具体的かつ効果的な政策及びプログラムを通して、女性の事実上の地位を改善すること」、そして第三の義務は、「個人の行為、または法律及び法的・社会的構造・制度を通じて、女性に影響を与える、広範にみられるジェンダー的關係性と根強いジェンダーに基づくステレオタイプに対処すること」である³。

一般的勧告28はさらに、「締約国は、作為または不作為による女性差別を起こしてはならない義務がある。さらに、かかる作為または不作為が国によるものか個人によるものかに関係なく、女性に対する差別に積極的に対処する義務がある。差別とは、締約国が女性の権利の十分な実現を確保する法的措置を取らなかった場合、男女平等を実現するための国家政策を採用しなかった場合、そして関連法を施行しなかった場合に発生し得

2 女性差別撤廃委員会一般的勧告25

3 伊藤和子「女性差別撤廃条約30年の発展と日本のジェンダー平等の課題」（学術的動向2010）

る。』⁴と明確に述べる。

3 日本の対応

ところが、日本は、この第一の義務の初歩的なところからつまづいている。

日本国憲法 14 条は性差別を禁止し、24 条は結婚において夫婦が同等の権利を有することを規定した。男女平等に関連する立法としては男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法（以下、均等法という）がある。

しかし、包括的に女性差別を禁止した法律がない。均等法は職場の男女差別を禁止しているが、職場の外、例えば政治、教育、経済、社会、メディアなどすべての分野で、男女差別やハラスメントを禁止したり、男女差別に制裁を課す法律は存在しない。

日本は、CEDAW から、「女性に対する差別の包括的な定義を国内法に早急に取り入れる」よう勧告されているが、日本には女性差別を禁止する包括的な法律はなく、差別の定義すら確立していない。そして、条約の選択議定書にも批准しないため、女性差別を是正するために国際的に開かれた姿勢を示しているとは言い難いのだ。

4 差別とハラスメントの現状

日本における女性差別を示す象徴的な出来事が、2021 年 2 月、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会委員長（当時）の森喜朗氏から飛び出した女性蔑視発言だ。「女性の参加する会議は長い」（組織委員会の女性理事は）「わきまえている」との女性蔑視発言が笑い話として語られ、聞いていた関係者も誰もその場で抗議しなかった。森氏は批判を受けて発言を撤回したが、辞任には若い女性たちを中心とする燎原の火のような抗議が必要だった。

性差別主義者は公的機関のトップについてはならない、まして平等や多様性を理念とするオリ・パラ大会のトップなど考えられない、これが普通

4 女性差別撤廃条約一般的勧告 28

の国際感覚である。組織委員会トップの女性蔑視発言とその後に起きた出来事は、日本がいかにか多様性やジェンダー平等という世界の趨勢から取り残されているかを示した。

女性に対する差別とハラスメントは組織委員会だけでなく、日本中でありふれたカルチャーだ。2018年、財務省事務次官がテレビ局の女性記者から取材を受けている最中に「キスしていい?」「胸触っていい?」「縛っていい?」等の性的言動を行ったことを告発され、「財務省セクハラ事件」として大きく報道された。事務次官は辞任したが、その直後に麻生財務大臣は、「セクハラ罪はない」と公言し、加害者をかばった。問題を真摯に受け止めて再発防止をはかるより、「たいしたことはない」と過小評価する姿勢を公然と示したに等しいと言える。

国のトップが日常的に差別やハラスメントを繰り返す影響は、未来を担う若い女性たちに影を落としている。2018年12月に雑誌「週刊SPA!」に掲載された「ヤレる女子大学生 RANKING」は、若い女性を差別し性的な対象としてみる文化が日常生活に蔓延していることを示した。こうしたカルチャーが浸透する社会において、ハラスメントと性暴力が増えるのは必至だ。

大学の医学部入試で女性差別が公然の秘密として行われてきたことが相次いで発覚したのも最近である。その理由を問われて各大学の上層部から発せられた弁明も、女性に対する不当な偏見に基づくものばかりであった。こうした露骨な差別が許される制度的要因として、日本には教育分野で男女差別を禁止する法律がないこともあげられる。

これほどの差別やハラスメントが横行しているなか、女性が社会に出て活躍するのは極めて困難であり、活躍できない責任は女性ではなく社会にある。

さらに、コロナ下で、女性に対する殺害が社会問題化している。

2020年11月、東京・渋谷で、路上で寝泊まりしていた女性が「邪魔だった」という理由で殺害された。2021年8月には小田急線で女性を狙った殺人未遂事件が発生、逮捕された被疑者は「幸せそうな女性を殺したかった」と述べたと報道されている。女性に対する差別が深刻化し、女性に対するヘイトクライムに発展している危険な兆候だ。女性差別が横行する

社会ではフェミサイド（女性に対する殺害）が増加する傾向にある。

こうしたなか、政府が条約に基づき、包括的な女性差別禁止法を制定し、差別と闘う抜本的な対策を講じるべきであるのに、対応は後手に回っている。

以下、条約の要請する義務、つまり、1) 法律により、女性差別を禁止し、是正すること、2) 実質的な女性の地位を改善すること、そして、3) ステレオタイプや差別意識と戦うこと、という3つのレベルにおいて、現状がいかに国際基準と乖離しているのか、求められる対応などをいくつかの課題について検討していく。

第2 選択的夫婦別姓

女性差別撤廃条約が締約国に課す最も初歩的な義務は、女性に対する直接・間接差別をもたらず法律の是正である。大きな焦点となっているのが、選択的夫婦別姓を認めない日本政府・司法の姿勢である。

日本の民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」として夫婦同氏を定める。多くの場合、夫ではなく妻が姓を変える結果となるが、姓を変えなければならないことで女性が失うものは大きい。旧姓で築き上げてきた信用や実績、仕事上の関係が大きく損なわれ、女性の職業生活へのマイナス効果は甚大である。

氏に対する権利は、条約16条(g)が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む)」に照らして、当然保障されるべきであるが、それを保障する立法措置がとられていない。1990年代から法務省で検討が進んだが、夫婦別姓の道を開く法改正が実現しないまま20年以上経過している。

当事者が現行法は憲法24条や女性差別撤廃条約に反する等として、続々と裁判を提起し、国の姿勢を問うてきた。最近では2021年6月に最高裁が判決を出したが、その結論は憲法に違反しないという残念なものであった。何人かの裁判官は、CEDAWの勧告に言及し、「別姓のまま結婚したい」との当事者の意思に反して、夫婦同姓にしない限り結婚が法的に認められない制度は、自由で平等な結婚の意思決定を侵害しており、憲法

24 条 1 項の趣旨に反する、などと反対意見を公表した⁵。

CEDAW は 2003 年の第 4、5 回定期審査に対する総括所見で「夫婦の氏を選択等に関する差別的規定」の廃止を勧告、以後、国連人権機関は何度も法改正を勧告している。ところが、牢固として改正が阻まれてきた。女性の地位向上が一向に進まない日本の象徴ともいえる現象だ。姓は人にとって大切なアイデンティティーであり、人間の尊厳や自立と深く結びついている。CEDAW 勧告に基づき、一日も早い法改正を実現すべきだ。

第 3 性暴力を取り巻く問題

1 条約と女性に対する暴力

女性差別撤廃条約が誕生した後、解釈が最も発展した分野は女性に対する暴力の分野と言える。

条約には「女性に対する暴力」に関する明文規定は存在しない。暴力・性暴力の被害女性たちは社会で圧倒的に低い地位におかれ沈黙を強いられていた。こうした最も脆弱な女性たちの声は、国際社会の条約制定の議論に反映されなかったのだろう。しかし 1990 年代に入り、世界の女性運動の高まりと沈黙を破って声を上げる被害者の勇気に後押しされ、「女性に対する暴力」は国際社会の重要課題と位置づけられるに至った。こうした状況を背景に、CEDAW は、「一般的勧告 19」（第 11 回会期、1992 年）を採択し、女性に対する暴力が、女性差別であることを明確に位置づけ、締約国は条約上の義務として女性に対する暴力を根絶する措置を取るべきだとした。以後、女性に対する暴力の根絶は、CEDAW の取り組むべき重要課題・審査対象となった。

国連が発表した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」は、女性に対する暴力を規制する国際水準の法改正を包括的に提案し、例えば性犯罪については、明確で自発的な同意のない性行為を広く性暴力として処罰することを提案している⁶。この点、日本ではどうだろうか。

5 2021 年 6 月 23 日最高裁大法廷判決

6 『国連女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』国連経済社会局女性の地位向上部著、ヒューマンライツ・ナウ編訳〔雪田樹理ほか訳〕信山社、2011.8

2 刑法性犯罪規定の改正

(1) 110年ぶりの改正

日本では、2017年に110年ぶりに刑法性犯罪規定が改正された。明治時代、女性参政権がなく、妻は無能力とされていた時代から、刑法性犯罪規定は110年もの間微動だにできなかった。戦後は憲法、民法などが男女同権を旨として改正されたが、刑法性犯罪規定は全く改正されてこなかった。

刑法の性犯罪規定の改正がCEDAWから勧告され、ようやく2017年の刑法改正が実現した。改正の内容は以下のとおりである。

① まず、強姦罪の名称は「強制性交等罪」になった。そして、男性器の膣への挿入に限定されていた強姦罪の対象を「性交等」（膣性交に加え、肛門性交、口腔性交）にも広げ、男性被害も包摂されることになった。

② 強制性交等罪の法定刑の下限を5年に引き上げ、致死傷罪の下限は6年以上とした。

③ 「親告罪」規定を撤廃した。

④ 監護者性交等罪を創設した。「18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第177条の例による。」(179条2項)とする新しい条文は、性交同意年齢が13歳と極めて低い現行法のもと、実の親から性虐待を受け、逃げ場もない未成年者の性被害に対しても「暴行・脅迫」「抗拒不能」などの厳格な要件と立証を科す現行刑法の被害者側への負担を軽減しようとするもので、子の同意の有無を問わずに犯罪を成立する犯罪類型として導入された。

(2) 積み残された課題

しかし、これだけでは抜本的かつ被害者視点に立った十分な法改正といえない。

2017年法改正をめぐる議論においても、以下のような論点が主張されていた。

① 暴行・脅迫要件を撤廃し、同意なき性行為を広く処罰対象とすること。

- ② 性交同意年齢を引き上げること。
- ③ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること。

これらの論点は、見送られたまま刑法改正が成立したが、施行3年後を目途として見直しが検討されることとなった。

2016年、CEDAWは第7・8回の定期報告書審査に対する総括所見において、「強姦の定義を拡張するとともに、性犯罪の職権による起訴を確保するための刑法の改正を促進すること」を勧告した。

そして、2017年秋に始まった#MeToo運動、2019年3月に相次いだ性犯罪被害事件の無罪事例に端を発したフラワーデモ、刑法改正を求める10万人署名などを受け、法務省は2020年4月から、「性犯罪に関する刑事法検討会」（井田良座長）を発足させて検討を進め、2021年5月には取りまとめ報告書を公表、9月に刑法性犯罪規定改正が法制審議会に諮問された。

3 刑法性犯罪規定の根本問題

では、日本の刑法性犯罪規定の根本問題はどこにあるのか。

(1) 裁かれない性暴力

まずは性暴力をめぐる現状から見ていこう。内閣府の実施した「男女間における暴力に関する調査」（2017年度調査）によると、女性の7.8%（13人に1人）、男性の1.5%（67人に1人）が、無理やり性交などをされた経験があると回答している。しかし、性的な被害にあった人のうち、被害の後に被害について誰かに『相談した』と回答した人は39.0%にとどまる。さらに警察に通報・相談したというケースは、3.7%（女性が2.8%、男性が8.7%）と圧倒的に少ない。

2018年の強制性交等罪の認知件数は1307件（警察庁）にとどまる。相談しても立件されず、警察に相手にされない被害者も少なくない。そして、立件されても、起訴され、有罪になる割合は著しく低い。改正刑法施行後も強制性交等罪の起訴率は30%台にとどまっている。

その原因は何か。司法のジェンダーバイアスとともに刑法性犯罪規定の「狭き門」が厳然として立ちはだかっている。報われないのであれば益々被害者は通報しないであろうし、性暴力の不処罰は蔓延する。

(2) 性行為の同意に関する低い意識

処罰されない性暴力が横行すれば、「許されている」という加害者側の意識も増幅されていく。2017年にNHKあさイチが行ったアンケートによれば、「性行為の同意があったと思われて仕方がない」被害者側の行為として、二人で飲酒(27%)、二人で車に乗る(25%)、露出の多い服装(23%)、泥酔(35%)があげられている。

このような加害者側の非常識な意識こそ厳しく批判され、是正されるべきものだが、社会はこうした意識を前提としてむしろ被害者を「落ち度があつた」などとして責め、性暴力に寛容な社会のあり方を問題視しようとしなない。

(3) 性暴力の不処罰を支える狭すぎる犯罪構成要件

では、なぜ、性暴力はかくも裁かれないのか。司法に無視され、社会で容認されるのか。

最大の問題は、日本の刑法では、「むりやり性行為をされた」「意に反して性行為をされた」というだけでは犯罪と認められないことにある。

強姦性交等罪(177条)の場合は、「暴行」または「脅迫」、準強姦性交等罪(178条2項)の場合は、「心神喪失」または、「抗拒不能」という要件を訴追側が充足しなければならない。この要件について検察側が立証しない限り、被害者の意に反する性行為がなされたとしても、加害者は無罪になる。

しかも、177条が要求する「暴行」は、強盗罪で求められるのと同様、いわゆる「最狭義」の強い暴行を必要とするとされてきた。暴行罪が成立する程度の暴行では足りないと言われ、通常の性行為に伴うような有形力の行使では「暴行」に該当せず無罪という判例もみられる。

一方、178条2項が要求する構成要件のうち、「抗拒不能」要件は確たる定義がなく、ケースバイケースで判断され、裁判官に白紙委任されている。

後述する岡崎判決のように、非常に高いハードルを課す判決もある。他方、仮に裁判官が被害者心情に寄り添って緩やかな解釈をしたとしても、被告人側から「抗拒不能であつたとは知らなかつた」「犯罪の故意がない」との主張を許すことになる。「抗拒不能」という規定が曖昧な現状は、検

察が無罪を回避するために多くの事件で不起訴を選択するという状況を作っているといえるのだ。

このように、性暴力不処罰の構造の起点は、刑法規定そのものにある。

4 2019年4件の無罪判決

こうした刑法性犯罪規定の問題が露呈したのが、2019年3月に下された4件の性犯罪無罪判決である。

(1) 4件の概要

4件の無罪判決の概要は、以下のとおりである。

①「岡崎判決」被告人が実子である被害者（19歳）に対して性交を行ったとして起訴された事件。裁判所は、意に反する性交であったことは認めたが、抗拒不能要件が立証されていないとして無罪を言い渡した。

②「静岡判決」被告人が実子である被害者（12歳）に対して性交を行ったとして起訴された事件。裁判所は、少女の証言の信用性を否定し、無罪とした。

③「久留米判決」テキーラを飲んで泥酔状態にあった被害者に対して被告人が性交を行ったとして起訴された事件。裁判所は、被害者の抗拒不能を認めたが、被告人の故意を否定し、無罪とした。

④「浜松判決」深夜、コンビニを利用して出てきた被害者に、外国人の被告人が声をかけ、店舗敷地に連れ込み、強制的に口腔性交をさせ、被害者に口唇挫傷などの傷害を負わせたとして起訴された事件。裁判所は、被害者の抗拒不能を認めたが、被告人の故意を否定し、無罪とした。

(2) 問題の所在

特筆すべきは、4件中3件（①③④）で判決は意に反する性交であったことを認定し、うち2件（③④）で被害者が抗拒不能であったことを認めただにもかかわらず、いずれも無罪とされたことである。意に反する性交が処罰されない現実が明確になったのだ。その怒りが全国のフラワーデモに発展し、今も続いている。

最も論争となった岡崎判決で、裁判所は、実父による少女に対する性交は少女の意に反するものであったとしつつ、本件各性交当時における少女

の心理状態は「性交に応じなければ生命・身体等に重大な危害を加えられるおそれがあるという恐怖心から抵抗することができなかつたような場合」や、「相手方の言葉を全面的に信じこれに盲従する状況にあったことから性交に応じるほかには選択肢が一切ないと思込まされていたような場合などの心理的抗拒不能の場合とは異なり、抗拒不能の状態にまで至っていたと断定するにはなお合理的な疑いが残る。」として無罪とした。

本判決は、「抗拒不能」のハードルが裁判官によっては極めて高いこと、意に反する性行為であることと性犯罪が成立することの間には広大なギャップが存在することを突きつけた。

一方、久留米、浜松判決は、仮に裁判所が抗拒不能を緩やかに解釈したとしても、何が抗拒不能なのか基準が明確でない現行法制下では被告人の故意がなかった旨の主張を容易に排斥できない状況を浮き彫りにした。

岡崎、久留米、静岡判決は上級審で逆転有罪判決となったが、構成要件の曖昧さゆえに、裁判所によって有罪無罪の判断が分かれる可能性のある現状は未解決である。

「岡崎判決」	名古屋地裁岡崎支部 2019年3月26日判決	2020年3月12日、名古屋高裁で逆転有罪判決、最高裁は同年11月4日付で被告人の上告を退けた。
「静岡判決」	静岡地裁 2019年3月28日判決	2020年12月21日、東京高裁で逆転有罪判決。
「久留米判決」	福岡地裁久留米支部 2019年3月12日判決	2020年2月5日、福岡高裁で逆転有罪判決。
「浜松判決」	静岡地裁浜松支部 2019年3月19日判決	検察が控訴せず、確定。

こうした状況で、依然として検察官に重い立証責任が課される性犯罪規定の構造は、多くの不起訴事案を生む。どんなに被害者にとって意に反することが自明な性暴力事案であっても、検察官が「暴行・脅迫」「抗拒不能」を合理的疑いを容れない程度に立証できるか微妙な事案では、被害者が不利益をこうむるのだ。

5 海外での法改正の進展

諸外国ではこうした問題にどのような対応がなされているのか。

諸外国でも、刑法のあり方が被害者の視点から問われ、暴行・脅迫などの要件を撤廃し、意に反する性交を性犯罪として処罰する法改正が進んでいる。暴行、脅迫要件を完全に撤廃していない国でも、被害実態を反映して法改正が進んでいる。

(1) 不同意性交罪の導入

同意をしていない相手と性交をする場合にレイプが成立するとの法制は、例えば以下の国などで実現している。

- ① イギリス 被害者が性行為に対して同意を与えておらず、かつ、加害者が、被害者が同意を与えていると合理的に信じているのでない場合、性犯罪が成立する。
- ② カナダ 被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行 (Sexual assault)」として処罰される。
- ③ ドイツ 他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行った者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。
- ④ インド 意思に反したとき、または同意がないときはレイプとされる。

なお、ここで台湾にも触れておきたい。台湾刑法は、「暴行、脅迫、脅嚇、催眠術その他意思に反する方法を用いて性交した者は、3年以上10年以下の有期懲役」と規定する。「その他意思に反する方法」との要件は、不同意性交罪と同様な機能を果たす可能性が期待されている。

(2) スウェーデンの法改正

注目すべきは、スウェーデンの最近の改正である。「自発的に参加していない者と」性交等をした場合はレイプとされ、拒絶意思が明確でなくても Yes と承諾していない者への性交等は処罰される。併せて、同意があると軽信して不同意性交を行った加害者を処罰する過失レイプ罪も導入された。行為者側の同意に対する身勝手な解釈を理由に故意が阻却され無罪となる事例が問題となる日本にとっても大いに参考になる。

(3) 地位関係性利用型

アジア近隣諸国では、手段要件を残す一方、地位関係性利用型の性犯罪

規定を創設することで処罰の間隙を埋めようとしている。

例えば台湾では、「性交するために、家族、後見人、家庭教師、教育者、指導者、後援者、公務員、職業的関係、その他同種の性質の関係にあることが理由で、自身の監督、支援、保護の対象になっている者に対する権威を利用した者は、6ヶ月以上5年以下の有期懲役刑とする」との規定を導入し、広い地位関係を例示列举して、地位関係性を利用した性暴力を性犯罪として処罰する。

一方、韓国では、「業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、5年以下の懲役又は1,500万ウォン以下の罰金に処する。」との規定があり、セクハラ等の被害事例で、地位を濫用した性暴力を処罪することができる。

(4) 性交同意年齢

性交同意年齢は、子どもを守る視点からの引き上げが諸外国で進められ、ドイツは14歳、フランス・スウェーデンは15歳、カナダ・イギリス・フィンランド・韓国、台湾は16歳となっている。その意味で、日本の13歳は突出して低い。

6 刑法改正の課題

(1) 求められる改正の方向

上記の諸外国の実例を見れば、日本が国際水準と比較して著しく立ち遅れていることは明らかである。刑法性犯罪規定は、国際水準を参照し、被害実態に即した形で再改正されるべきだ。

求められる改正については、すでに市民団体などから包括的な提案が出され、オンライン署名のサイト Change.org で10万を超す署名などによって広い支持を得ている。主要なポイントは以下のとおりである。

- ① イギリス、スウェーデン、ドイツ、カナダなど世界各国の刑法性犯罪規定の改正を参照し、暴行・脅迫要件を撤廃して、不同意性交を処罰する規定を創設すること。
- ② 曖昧な「抗拒不能」という要件ではなく、具体的に抵抗できない状況を列举する規定を創設すること。
- ③ 性交同意年齢を16歳まで引き上げること。

④ 上司と部下、教師と生徒、コーチと選手など、地位関係を濫用した性行為を犯罪とする新たな規定を創設すること。

性行為をするにあたって相手の同意を得なければならない、観点を換えれば、人は同意していないのに性を踏みにじられるべきではない、これは人権の基本である。国際的にはこうした認識が進み、被害者の権利に即した法改正がなされている。人権は普遍的なものであり、日本の被害者のみが、同意なく性を侵害されても保護されないことが正当化できる理由はない。国際水準の法改正を実現することが必要だ。

第4 性的搾取と人身取引・デジタル性暴力

女性差別撤廃条約6条は「締約国は、あらゆる形態の女性の売買及び女性の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。」と定める。

しかし、現実には性産業やアダルト・ビデオ（以下、AVという）における搾取、強要などの人権侵害が横行している。

近年、モデルやタレントに勧誘され、誘いに応じる若い女性たちが、AVの出演を強要されるという被害が相次いで報告されている。若い女性たちが、AVに出演するという意識がないままプロダクションと契約を締結した途端、「契約だから仕事を拒絶できない」「仕事を断れば違約金」「親にばらす」等と脅され、AV出演を余儀なくされる事例が後を絶たない。

若い女性の無知や困窮に乗じて、衆人環視のもとでの意に反する性行為を強要し、その一部始終が半永久的に公にさらされる被害は著しい人権侵害であり、違約金の脅しによりこうした奴隷的な立場に置かれることは「債務奴隷」にも該当するといえ、女性に対する深刻な暴力である⁷。

意に反する性暴力を受けること自体が深刻な被害であるのに、その様子が撮影され、営利目的で販売され、インターネットを通じて無期限に全世界に拡散されることは、どれだけ女性を傷つけ、恐怖に陥れ、未来を奪う

7 ヒューマンライツ・ナウ「日本：強要されるアダルトビデオ撮影 ボルノ・アダルトビデオ産業が生み出す、女性・少女に対する人権侵害 調査報告書」（2016）

ことなのか。精神的苦痛を理由に自死に至った女性もいる。

ところが、こうした被害に対応する法律は存在せず、監督官庁もない。

AV プロダクションやメーカーには監督官庁もなく、風適法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の適用もないため、違法行為は野放しで、女性は救済を求めることができない。

どんなに残虐な性行為を強要され、さらに虐待されて負傷したとしても、「同意」「演技」だとして、強姦、強要、傷害、暴行罪等が立件されるケースはほとんどなく、売春防止法の適用もない。AV 出演は、職業安定法、労働者派遣法上の「有害業務」とされるが、「女優」であるから労働者ではないとされ、その一方で、消費者でもないとされ、消費者としても保護されない。

政府は NGO からの告発を受け、2017 年から対策を講じているが、被害防止啓発が主であり、実効的な被害救済のための法制度は実現していない。

日本政府は国際組織犯罪防止条約人身取引議定書を批准している。この議定書で「人身取引」とは、「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。」とされ、「搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」という。AV 出演強要は「欺もう」「ぜい弱な立場に乗ずる」に該当するはずである。ところが、議定書を国内法化した刑法の人身取引罪は、「人を金銭などで譲り受け、支配下に置いた場合」と規定するのみで、人身取引の加害者を全て処罰できず、被害者も保護されない。

さらに、インターネットの普及で、AV に限らず、意に反する性的姿態を盗撮され、インターネットを通じて拡散される被害が増えている。女子学生の下着の盗撮、アスリートの性的部位を強調した盗撮画像がインターネットにあふれる。意に反して被写体となった女性を性的対象として消費

し、尊厳を奪う行為である。こうした問題もオンライン上の性暴力であり、女性を差別する有害な慣行として、女性差別撤廃条約に基づき、規制をする動きが各国で広がっているが、日本では取り組みが極めて遅れている。

第5 セクシュアル・ハラスメント

1 軽視されるセクハラ被害

日本ではセクシュアル・ハラスメントが横行している。

均等法 11 条は、セクシュアル・ハラスメントを、「対価型」と「環境型」に分類し、事業主に対し、「当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置」を講ずるよう義務付ける。

「対価型セクハラ」は、性的な関係を持つことを、良い成績評価等を与える条件にする「代償型」、性的な関係を拒まれた場合に労働条件で不利益な取り扱いをする「報酬型」、相手が断れない弱い立場であることを利用して、性的な関係を持つことをせまる「地位利用型」に分類することができる。しかし、いずれも「ハラスメント」で済む話ではなく、意に反する性行為の強要またはその脅しである。「環境型セクハラ」は、職場における言動によって就業環境を悪化させることであり、「上司が労働者の腰、胸などに度々触ったため、その労働者が苦痛に感じる」例などがあげられる。これも明らかな性暴力である。

このようにセクシュアル・ハラスメントの多くは性暴力なのだ。「セクハラ」という言葉が軽く扱われ、その実態が深刻な性暴力であるということが直視されず、法的な問題、特に刑事処罰の問題が棚上げにされてきた。その意味でも、刑法改正で地位利用による性犯罪規定を導入することで、「セクハラ」として片付けられてきた性暴力が明確に刑事事件として処罰されるようにすることが必要だ。

2 世界の趨勢と日本のギャップ

国際的な動きを見ると、2019年6月、世界的な #MeToo 運動の高まり

を受けて、ILO 総会で暴力とハラスメントに関する国際条約が採択された⁸。

ILO 条約 5 条には、以下のことが明記されている。

- ① 暴力とハラスメントを法的に禁止する。
- ② 執行および監視のための仕組みを強化し、確立する。
- ③ 被害者が救済及び支援を受けられるよう確保する。
- ④ 制裁を設ける。

日本はこの条約に署名しているが、その現状はこの条約と著しく乖離している。

均等法には、セクシュアル・ハラスメントの定義がなく、セクシュアル・ハラスメントを禁止する規定がない。雇用主に対し防止や対応に関する措置義務が規定されているものの、被害救済、監視等のメカニズムも十分とは言えない。また、職場のなかの被害者しか守られず、職場外、例えば取引先やインターン、就活生などは保護の対象となっていない。

2019 年、均等法等の一連の改正により、パワハラ防止法ができ、2020 年 6 月から施行されたが、均等法に関する改正としては相談者への不利益取り扱いの禁止などごく一部にとどまり、罰則付きの禁止規定の導入は見送られた。

ILO 条約に基づき、保護すべき対象者を拡大して被害者を保護し、罰則付きの禁止規定を設け、違反者と企業には均等法など労働法規の枠組みで刑罰を科すとともに実効的な被害救済制度を確立すべきだ。

また、財務省セクハラ事件や、昨今問題視されている就職活動中の女子学生に対する「就活セクハラ」など社外の被害者を救済する仕組みも必要だ。

世界を見ると、アメリカでは EEOC（雇用機会均等委員会）が自らセクハラの調査に乗り出して被害救済を図り、イギリスでは「平等・人権委員会」のような政府から独立した国内人権機関が救済機関として被害救済にあたり、セクシュアル・ハラスメントの根絶に大きな役割を果たし、社会を前進させてきた。日本でも、被害者の SOS を受けて、事実調査、認

8 2019 年の暴力及びハラスメント条約（第 190 号） https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_723156/lang-ja/index.htm

定、被害救済をスピーディーな手続で実現する被害救済の仕組みを構築することが求められている。

第6 女性差別を固定化・助長するメディア

1 レイブカルチャーとステレオタイプ

性暴力やセクシュアル・ハラスメント、女性差別が今も蔓延する背景には、女性をステレオタイプに描き、女性に対する差別と偏見を助長し、女性を対等なパートナーでなく性的な対象とみる意識やカルチャーがある。メディアやCM、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、漫画や雑誌、AVなどが、そうした性差別的意識やカルチャーを作り出し、実際に性暴力やセクシュアル・ハラスメントの危険を増大させている。

これを「レイブ・カルチャー」と呼ぶ⁹。女性を性的対象とする文化は、女性の権利や安全を軽視する社会を作り出し、性暴力やセクシュアル・ハラスメントに寛容な空気、取るに足らないという空気をつくり、権利主張をする女性への攻撃を生む。女性を性的対象とみるステレオタイプなメディア報道に洪水のようにさらされ続けることは子どもや若い女性の意識に影響し、自己肯定感や尊厳を形成することを阻害し、人生を限界づけてしまう点でも極めて有害である。

こうした問題は、「表現の自由」の問題とみなされ、対策が進んでこなかった。

しかし、2018年12月に雑誌「週刊SPA!」に掲載された「ヤレル女子大学生RANKING」に対し、大学生たちから強い抗議の声が上がり、こうした文化が、いかに女性に対する差別と性暴力を助長するものか、性的な同意をないがしろにするものなのか、その深刻さを社会に改めて示した。

2 ステレオタイプと戦う条約上の義務

女性差別撤廃条約2条(e)条は、「個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。」と定める。

9 レベッカ・ソルニット（ハーン小路恭子・訳）『説教したがる男たち』159頁（左右社、2018年9月）

そして条約は、本稿冒頭に紹介した通り、締約国に、「ステレオタイプと戦うこと」を義務付けている（前掲第三の義務）。

CEDAW は第 7、8 回の定期審査に対する 2016 年の総括所見で日本政府に対し、女性や少女を性的対象としてみるメディアや女性に対する性差別的スピーチの横行に懸念を表明し、ジェンダー・ステレオタイプと対峙する行動を求めている。

いまこそ、ポルノグラフィや性差別的な広告、CM、あらゆるメディア、インターネット上の表現と実際に起きる性暴力への影響を真剣に考え、対策を講じる必要がある。政府は、女性に対する暴力や差別の助長、フェミサイドを許さない広報啓発を民間と協力してもっと積極的に行うべきだ。

また、2011 年に国連が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業に対し、人権を尊重する責任を定めている。メディアによる女性差別の固定化と助長をなくすため、以下のような対策を真剣に前に進めてほしい。

- ① 広告代理店と企業は性差別や女性を性的対象とみるような CM を制作しないこと。
- ② 新聞、テレビ、雑誌、インターネットなどの媒体形態を問わず、メディアは女性への差別と偏見を含む差別・ハラスメント・暴力を助長、容認、正当化するメッセージを送る表現を根絶すること。
- ③ インターネット、ソーシャルメディア事業者は、オンライン上の性暴力とハラスメントを許さないポリシーを確立し、実施すること。

第 7 クォータ制度の導入を

以上に挙げた問題に実効的に対処するためには、政治プロセスを中心に社会の意思決定過程における女性比率を飛躍的に増大する必要がある。

日本政府は、「202030」目標として、社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標を設定していたが、全く実現できなかった。そして、どうやって目標を達成するかについても明確な指針がない。このまま、自発性に任せて

いてはいつまでたっても女性の低い地位は解消されない。意思決定過程に女性が少なければ、セクシュアル・ハラスメントや差別が横行する社会の慣行を変えることは困難である。

冒頭で、CEDAW「一般的勧告 25」に触れ、前掲第二の義務、すなわち、女性の実質的な地位を改善する義務を紹介した。この一般的勧告 25 は、実質的な平等を促進するために必要・適切である場合、暫定的特別措置を採用・実施することが締約国に義務付けられる、との解釈を明確にしている。

暫定的特別措置が義務的とされる分野は、条約の第 6 条ないし第 16 条に該当する分野であり、投票、政治活動、国際機関での活動、教育、雇用、社会活動などの各分野に及ぶ。

暫定的特別措置として、政治分野と一定規模の企業に対し、指導的立場における女性を強制割り当てするクオータ制を法律で導入することが求められる。

政治分野で義務的クオータ制を導入した欧州では、女性の首相はもはや当たり前である。フィンランドでは 30 代の女性のリーダーが、格差の是正、労働時間の短縮、地球環境問題で世界をリードしようとしている。コロナ下でも、ドイツ、台湾、ニュージーランドなど、発信力の強い安定した女性リーダーの活躍が光った。日本の女性だけが能力が劣り、世界に通用するリーダーシップを発揮できないはずがない。

日本のあまりに低いジェンダー・ギャップ指数と日常的な女性差別をこのまま先送りすることは若い世代の翼を折り、希望を失わせる。世界を見るとどの国も根深い女性差別と闘い、国際基準を羅針盤に法制度を発展させ、未来を切り開いてきたことがわかる。

冒頭にあげた包括的な女性差別禁止法とともに、クオータ制の導入で、女性を絶望させている政策を、国際水準に基づき抜本的に改革していくことが急務である。